

第 3 期

琴浦町障がい福祉計画

平成24年3月

鳥取県琴浦町

Ⅰ 総論

1 計画の趣旨

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号以下「法」という。）第88条第1項の規定に基づき、法87条第1項の規定に基づく基本指針に即して、琴浦町障がい者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

2 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において生活したいという障がいのある人が増えており、加えて、施設の生活から地域への移行の進展により、それに対応できる在宅福祉サービスの充実並びに住まい及び働く場の確保が急務となっています。

また、障がいの重度化若しくは重複化又は障がいのある人の増加や高齢化が進行する中、この状況に対応できる各種施策等、障がいのある人が安心して地域で生活できる施策の充実が必要となっています。

さらに、学校卒業後、障がいのある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが重要であり、労働・教育・福祉等の関係機関の連携強化等により、一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。

平成23年7月に成立した障害者基本法の一部改正法では、目的が「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」と見直されました。

このような中、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、及び障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指す琴浦町障がい者計画の目標を踏まえ、次の基本理念に基づいて障がい福祉計画を定めます。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの特性、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図

っていくことを基本とします。

(2) 地域における生活支援体制の整備

障がいのある人自身が自分の生活のあり方を選択し、自ら決定できる社会とするためには、地域でそれを支える福祉サービス等の体制が必要です。あわせて、障がいのある人が適切な支援を受けるためには、情報提供とコーディネートが一層重要となっています。そのため、相談体制を充実・強化することにより、一人ひとりの意向が尊重され、適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を進めます。

(3) 就業支援の推進

雇用・就業は、基本的には国が主体となって支援を行う分野ですが、障がいのある人の社会参加と自己実現の経済的な側面を支える重要な柱です。町としても、県等関係機関に働きかけながら、障がいのある人が能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるようにするため、障がいのある人の職業生活全般にわたり労働・福祉・教育等の関係機関が連携し、その特性を踏まえた条件整備を行うことで、雇用・就業の場の拡大を図ります。

3 計画の目的及び特徴

この計画は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

第3期計画では、第2期計画（平成21年度から平成23年度）の実績をふまえ、より実態に即した今後3年間の数値目標、サービスの見込量及び見込み量確保のための方策を計画することとします。

4 計画期間及び見直しの時期

琴浦町障がい福祉計画は、3年を1期として策定する計画です。第3期となる本計画は、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年とします。

なお、平成25年8月までに障害者自立支援法が廃止され障害者総合福祉法（仮称）が実施された場合には、本計画の見直しを行います。

5 計画の達成状況の点検及び評価

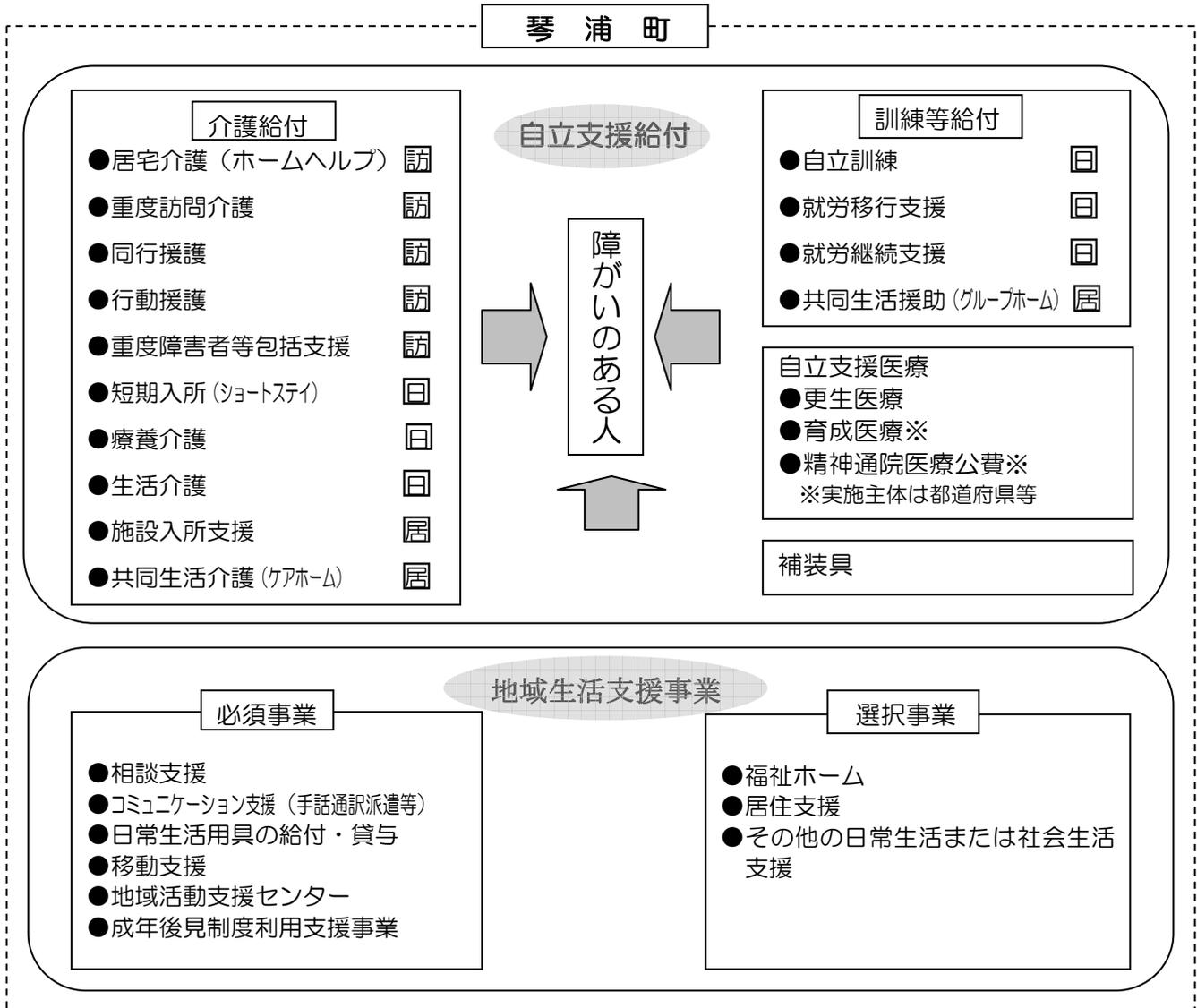
各年度におけるそれぞれの事業実績等を踏まえ、目標達成や見込み量の確保に向けて、関係機関との連携を図り、また障がい者自立支援協議会等を活用して計画の点検及び評価を行い、次期計画へ反映させることとします。

6 障害福祉サービスの体系

(1) 自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての『自立支援給付』と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される『地域生活支援事業』で構成されています。

【自立支援システムの全体像】



地域生活支援事業

連携

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

鳥取県

訪：訪問系サービス

回：日中活動系サービス

居：居住系サービス

(2) 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付 ②訓練等給付 ③自立支援医療 ④補装具の4つに分かれます。サービスについては、受けたサービス料に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

介護給付と訓練等給付

障害者自立支援法施行前に障がい種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は新しい事業体系に変わりました。『介護給付』にあたる居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム）と『訓練等給付』に当たる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）の2種類の体系に再編されました。

自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。障がい種別により、精神通院医療、更生医療、育成医療から構成されています。基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

補装具

補装具とは、失われた身体機能を補完または代償されるために使われる用具で、その費用の自己負担額を軽減します。障害者自立支援法施行前の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

(3) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。

「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」は必須事業です。また、地域の実情に応じて、その他の選択事業についても県と連携しながら実施します。

II 各 論

1 平成26年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

	数値項目	目標値（平成26年度）
【現状】	平成17年10月現在の 施設入所者数 50人【A】	施設入所者数【B】 33人
【目標値】削減数（A-B）	施設入所からグループホーム、 ケアホーム、福祉ホーム等へ 移行する人の数	17人
【目標値】地域生活移行数	施設入所者の動態 （退所者—入所者）	16人

■数値目標設定の考え方

国の基本指針では、平成26年度末までに平成17年10月1日現在の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することを目指すとされています。併せて平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本とし、目標値を設定することとされています。

琴浦町において、平成23年10月現在の施設入所者数は34人となっています。第2期計画の数値目標は、施設入所者数43人であり目標を達成し、入所者数の削減、地域移行が促進されています。

町では国の指針及び鳥取県障害福祉計画との整合性を図り、平成26年度末までに施設入所者数の32%（16人）が地域生活に移行するとともに、平成26年度末の施設入所者数を現在の入所者数から34%（17人）削減することを基本として目標値を設定します。

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

	現状値 数値項目	目標値（平成26年度）
【現状】	平成17年度中 一般就労移行者数 0人【A】	
【目標値】一般就労移行者数		2人 (単年度あたり)

■数値目標設定の考え方

国の基本指針では、平成26年度中に福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する人数を平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上を目指すこととされています。

琴浦町において、平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績は0人となっています。第1期計画中に移行者はありませんでしたが、平成21年度に1人、22年度に3人の移行がありました。23年度（23年11月現在）移行者はありませんでした。

町では、第2期計画の数値目標（2人の移行）が達成されていないことから、引き続き平成26年度中に2人以上の移行を目指します。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針では、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人々が就労移行支援の利用を目指すこととされています。

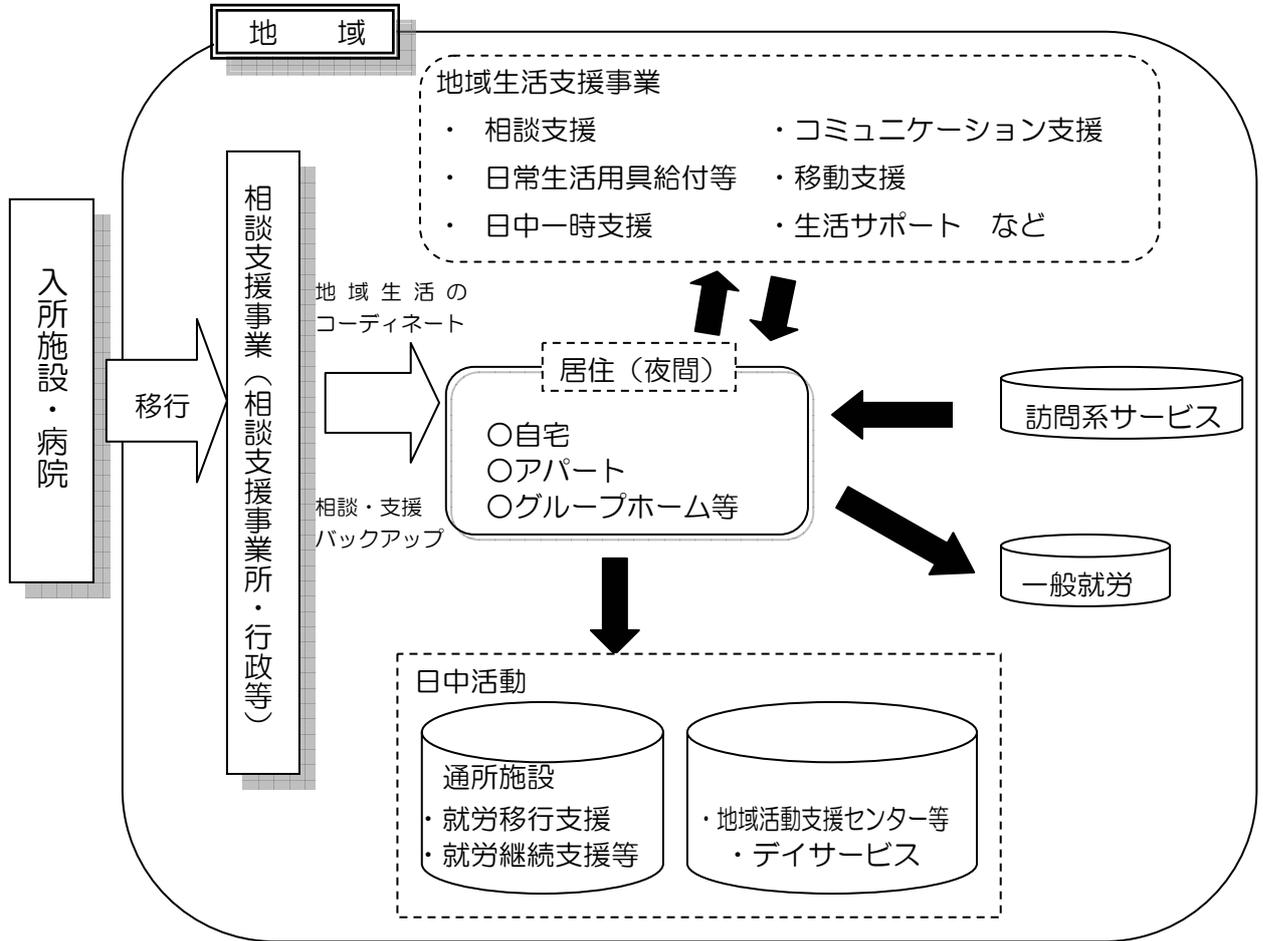
しかしながら、中部圏域あるいは県内においても就労移行支援事業所が十分に整備できていない状況であるため、琴浦町においては、次の項目で定めるサービスの見込み量を目標数値とします。

(4) 就労継続支援事業の利用者の割合

国の基本方針では、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指すこととされています。

しかしながら、就労移行支援事業と同様に、就労継続支援（A型）事業所も中部圏域あるいは県内においても十分に整備できていない状況であるため、次の項目で定めるサービスの見込み量を目標数値とします。

【地域生活への移行】



2 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続できるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事サービスを提供します。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ホームヘルパーによる居宅での入浴、排泄、食事等の介護から外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいにより移動に困難を有する人が対象となります。 移動時や外出先において必要な視覚情報の支援や移動中の介護などのサービスを提供します。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護を必要とする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人が対象となります。 危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護	計画	275 時間	303 時間	333 時間
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	実績	248 時間	327 時間	(254 時間)

※平成23年度実績については、4月～12月の平均実績数です。以下、他のサービスについても同様とします。

【サービスの見込み量】

単位：月あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	320 時間	335 時間	350 時間
重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	5 時間	10 時間	15 時間
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

※平成21年度以降のサービス利用時間の実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて将来の利用時間を推計しています。

【見込み量確保のための方策】

- ・ 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。また、近隣市町のサービス事業所と連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- ・ ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

① 介護サービスの充実

常時介護を必要とする障がいのある人に対する施設での専門的な介護サービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護が必要な障がいのある人が対象となります。 ・ 事業所において、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や、生産活動や創作活動の機会の提供などのサービスを提供します。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある人が対象となります。 ・ 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、機能訓練、療養上の管理、看護など日常生活能力の維持・向上のために必要なサービスを提供します。

短期入所	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人が対象となります。 • 施設において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。
------	---

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	計画	299 人日	598 人日	897 人日
	実績	181 人日	305 人日	(598 人日)
療養介護	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)
児童デイサービス	計画	15 人日	21 人日	24 人日
	実績	5 人日	11 人日	(16 人日)
短期入所	計画	18 人日	24 人日	30 人日
	実績	10 人日	15 人日	(14 人日)

【サービスの見込み量】

単位：月あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護※ 1	1,210 人日	1,254 人日	1,298 人日
療養介護※ 2	10 人	10 人	10 人
短期入所※ 3	25 人日	30 人日	35 人日

- ※ 1 平成 21 年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて将来の利用量を推計しています。サービスの見込み量は、利用者数×利用率（22 日）で算出しています。
- ※ 2 児童福祉法の改正により、18 歳以上の重症心身障害児施設入所者が障害者自立支援法の療養介護サービス利用へ移行することより推計しています。
- ※ 3 平成 23 年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて、将来のサービス見込量を定めています。
- ※ 児童デイサービスについては、24 年度より児童福祉法の障がい児施策に位置づけられることから第3期計画では見込み量を定めません。

【見込み量確保のための方策】

- 町内に「生活介護」事業所が開設されたことにより利用しやすくなり、サービス利用者が増加し、特に在宅の方の見込み量を確保することができました。
- 「療養介護」は、県内の事業所が、東部圏域に1事業所（平成24年1月時点）のみです。近隣の市町・医療機関と連携を図り、ニーズに即した提供が行われるよう、サービス量確保に努めます。
- 「短期入所」は、緊急時の利用や医療援助などのニーズに対応したサービスが確保できるよう、医療機関やサービス事業所と協議・調整を行います。

② 自立訓練の充実

障がいのある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の場を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。 • 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。 • 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 (機能訓練)	計画	0人日	22人日	22人日
	実績	0人日	10人日	(22人日)
自立訓練 (生活訓練)	計画	22人日	44人日	88人日
	実績	8人日	22人日	(8人日)

【サービスの見込み量】

単位：月あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（機能訓練）	22 人日	22 人日	22 人日
自立訓練（生活訓練）	88 人日	110 人日	110 人日

※ 自立訓練は利用期間が限定（原則、1 回限り更新可）されている事業です。 サービスの見込み量は、利用者数×利用率（22 日）で算出しています。

【見込み量確保のための方策】

- ・ 「自立訓練」は、機能訓練・生活訓練のいずれについても中部圏域に事業所がありません。（平成 24 年 1 月時点）今後、地域移行支援・地域定着支援をすすめていくうえで、ニーズに即した提供が行えるよう、事業者に対して情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援の促進

障がいのある人の就労に関する課題として、一般就労の実績が少ないこと、特別支援学校の卒業生の多くが福祉施設を利用していること、雇用施策、教育施策、福祉施策との連携が不十分であることなどが考えられます。障害者自立支援法では就労支援の取り組みが強化されています。障がいのある人の働く場の確保に向けた取り組みを促進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。 ・ 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援（A 型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。 ・ 就労に必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかつた障がいのある人が対象となります。 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
------------	--

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	計画	22 人日	66 人日	88 人日
	実績	9 人日	0 人日	(2 人日)
就労継続支援（A型）	計画	44 人日	66 人日	88 人日
	実績	40 人日	40 人日	(42 人日)
就労継続支援（B型）	計画	550 人日	660 人日	836 人日
	実績	575 人日	632 人日	(790 人日)

【サービスの見込み量】

単位：月あたり

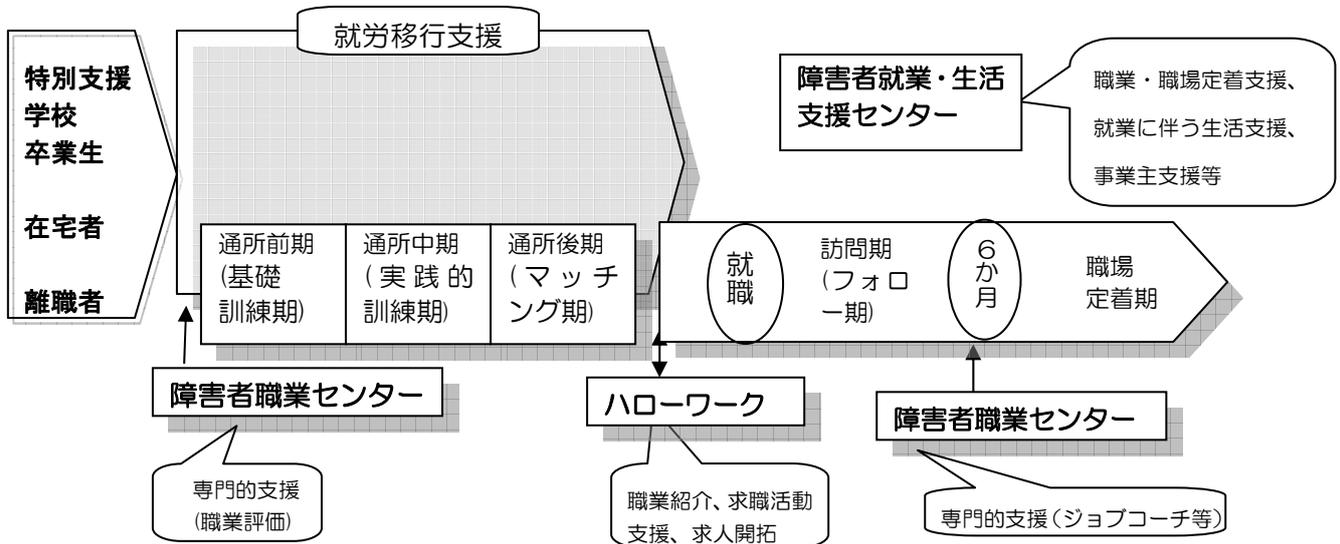
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	132 人日	176 人日	176 人日
就労継続支援（A型）	66 人日	88 人日	110 人日
就労継続支援（B型）	1,166 人日	1,276 人日	1,386 人日

※平成 21 年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて、将来のサービス見込量を定めています。

【見込み量確保のための方策】

- 事業者に対して広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 今後は、職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解の啓発、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所同士の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

【就労移行支援事業と就労施策の連携イメージ】



(3) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、住まいの場の確保に向けた居住支援を進めます。地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上の場合に対象となります。 家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排泄などの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排泄または食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	計画	18 人	19 人	21 人
	実績	21 人	23 人	(25 人)
施設入所支援	計画	7 人	20 人	33 人
	実績	4 人	11 人	(18 人)

【サービスの見込み量】

単位：月あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 (ケアホーム)	17 人	18 人	19 人
共同生活援助 (グループホーム)	10 人	11 人	12 人
施設入所支援	33 人	33 人	33 人

※ 平成 21 年度以降のサービス利用実績をベースに、過去の利用の伸びを踏まえて、将来のサービス見込み量を定めています。

【見込み量確保のための方策】

- ・ ケアホーム、グループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、住宅入居等支援（居住サポート）事業の利用を促進することにより、入居に必要な調整・相談等の支援を行います。
- ・ 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズや実態の把握に努め適切なサービスの提供に努めます。
- ・ 公営住宅への優先入居等、障がいのある人の地域での生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

制度改正に伴い、サービス等利用計画の対象者は、平成 24 年度から段階的に拡大し、平成 26 年度までにすべての障害福祉サービス利用者を対象に、サービス計画を作成することになりました。また、施設・病院からの退所・退院により、地域移行される際、安心して移行ができるよう、「地域移行支援」「地域定着支援」のサービスが創設されました。

一人ひとりが適切なサービスを継続的に利用できるよう、相談支援の充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となります。サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とします。また、支給決定後も定期的にモニタリングを行い、利用計画の見直しを行います。

地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所または精神科病院に入院している人が、退所または退院により地域での生活に移行される際、地域において自立した日常生活を営む上で住居の確保等の相談支援を行います。
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの退所、病院からの退院、または家族との同居から一人暮らしに移行された人が居宅において単身で生活を始められた際、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談支援を行います。

【第2期計画と実績】

単位：月あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	計画	4 人	5 人	6 人
	実績	3 人	2 人	(2 人)

【サービスの見込み量】

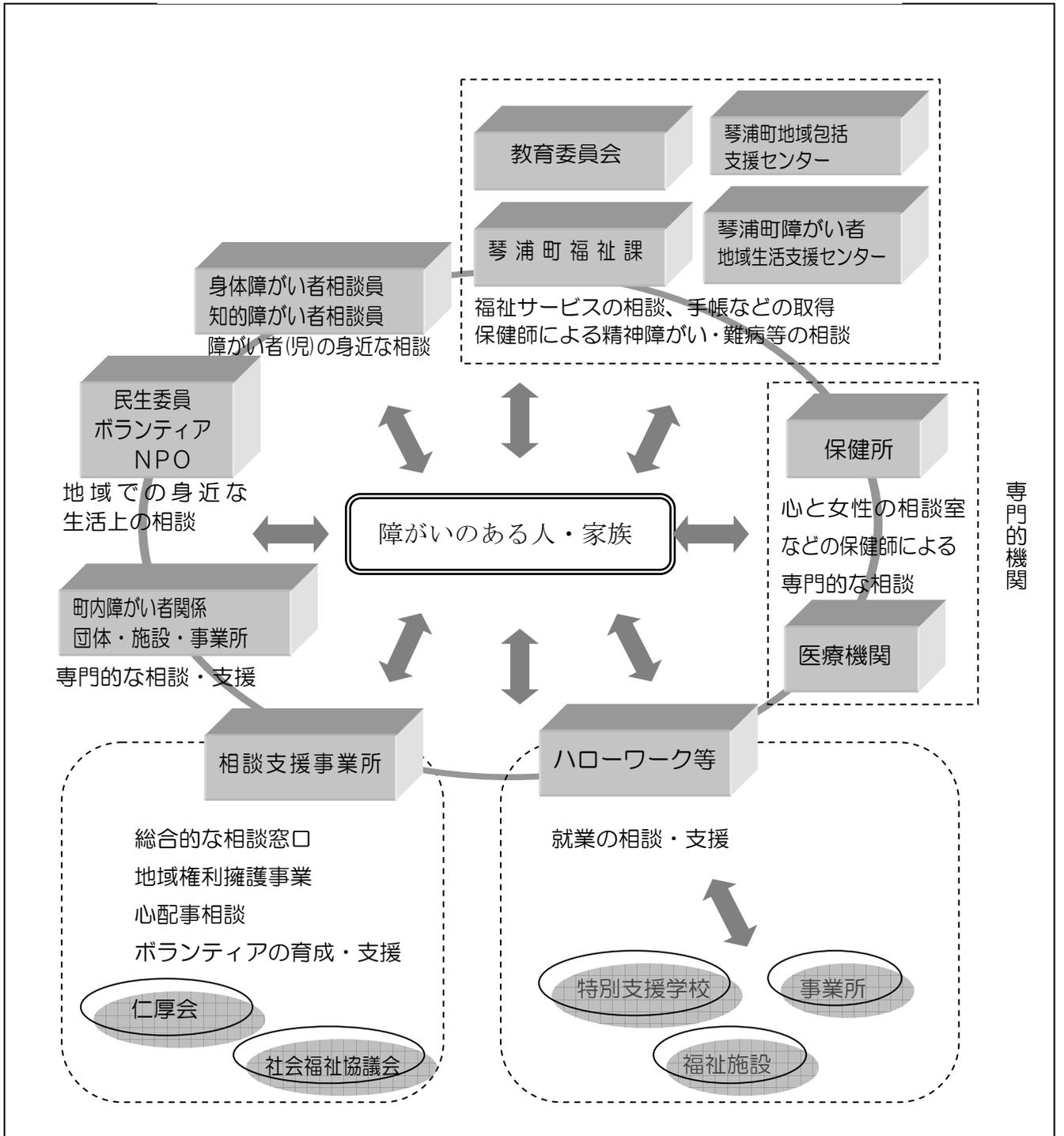
単位：月あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	8 人	21 人	35 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	3 人	3 人

【見込み量確保のための方策】

- サービス等利用計画作成対象者への制度利用の周知を図ります。
- 「計画相談支援」に対応できる指定特定相談支援事業所の体制整備に努めます。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



3 地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 相談支援

【事業の概要】

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。

③ 基幹相談支援センター

平成24年4月から、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする基幹相談支援センターが創設されることになり、今後、中部圏域での設置をすすめます。

④ 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として中部圏域の地域自立支援協議会を設置します。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、必要に応じて、またその人の資力に応じて成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障がいのある人の権利擁護を図ります。

【第2期計画と実績】

単位：年あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障がい者相談支援事業	計画	1,500 件	1,650 件	1,815 件
	実績	1,061 件	1,384 件	(1,166 件)
地域自立支援協議会	計画・実績	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	計画	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	(0 件)

※ 平成23年度実績については、4月～12月の9ヶ月間の実績のため、()で表記しています。以下の事業についても同様です。

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業 (箇所数)	2カ所	2カ所	2カ所
障がい者相談支援事業 (のべ利用件数)	1,850件	2,100件	2,350件
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	0カ所	1カ所	1カ所
地域自立支援協議会	設置	設置	設置
成年後見利用支援事業	1件	1件	1件

【見込み量確保のための方策】

- より身近な地域において相談が受けられるよう「琴浦町障がい者地域生活支援センター」を設置し、また相談窓口の周知を図りながら、障がいのある人が地域で安心して暮らせる質の高い相談体制を構築します。
- 地域自立支援協議会については、平成23年中は町単独で設置していますが、今後は広域的な課題についても協議をすすめるため、中部圏域での地域自立支援協議会の設置を目指します。
- 地域自立支援協議会の中中部圏域での設置とあわせて、中部圏域での基幹相談支援センターの設置をすすめます。
- 障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けてサービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関と連携を図り、人権擁護に努め「成年後見制度」の利用を推進していきます

(2) コミュニケーション支援事業

【事業の概要】

手話通訳者、要約筆記者の派遣や、養成により、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

【第2期計画と実績】

単位：年あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	計画	20 件	30 件	40 件
	実績	27 件	31 件	(58 件)

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	80 件	90 件	100 件

【見込み量確保のための方策】

- ・ コミュニケーション支援事業は、「コミュニケーション支援センターふくろう」に手話通訳者の派遣を委託し、実施体制を充実、必要量を確保します。また、手話通訳者、要約筆記者の養成に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業**【事業の概要】**

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具の種類

- ① 介護訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
- ② 自立支援用具：入浴用補助用具、便器、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
- ③ 在宅療養等支援用具：透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
- ④ 情報意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人口咽喉、点字図書
- ⑤ 排泄管理支援用具：ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
- ⑥ 居宅生活動作補助用具：障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【第2期計画と実績】

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業	計画	120 件	132 件	145 件
	実績	160 件	177 件	(184 件)

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	4 件	4 件	4 件
自立支援用具	5 件	6 件	7 件
在宅療養支援用具	6 件	7 件	8 件
情報意思疎通支援用具	4 件	5 件	6 件
排泄管理支援用具	203 件	220 件	237 件
居宅生活動作補助用具	2 件	2 件	2 件
合計	224 件	244 件	264 件

【見込み量確保のための方策】

- ・ 障がい特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

【事業の概要】

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します

【第2期計画と実績】

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	計画	280 時間	308 時間	339 時間
	実績	397 時間	1,094 時間	(855 時間)

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業 (のべ利用時間)	1,740 時間	2,040 時間	2,340 時間
移動支援事業 (実利用者数)	12 人	13 人	14 人

【見込み量確保のための方策】

- ・ 移動支援事業は、利用者のニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターを設置し、地域生活の促進を図ります。

【第2期計画と実績】

単位：年あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター (箇所数)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域活動支援センター (実利用者数)	4 人	4 人	4 人

【見込み量確保のための方策】

- ・ 地域活動支援センター事業は、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

(6) その他の事業

【事業の概要】

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家庭の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

② 社会参加促進事業

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

③ 生活支援事業

○聴覚障がい者生活支援事業

聴覚障がいのある人に対して、コミュニケーションの保障・拡大、社会との交流促進を図るため、日中活動の場を定期的に提供します。

【第2期計画と実績】

単位：年あたり

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	計画	80 日	88 日	97 日
	実績	116 日	183 日	(174 日)
自動車運転免許取得・改造 助成事業	計画	2 件	3 件	3 件
	実績	3 件	2 件	(0 件)

【サービスの見込み量】

単位：年あたり

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	234 日	274 日	314 日
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	3 件	4 件	4 件
聴覚障がい者生活支援 事業（実利用者数）	3 人	4 人	5 人

【見込み量確保のための方策】

- ・ 日中一時支援事業は、児童の放課後や長期休暇を過ごす場としてのニーズがありますが、平成24年度から開始される児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」も考慮しながら適切なサービスの提供を行います。
- ・ 各福祉サービスの周知に努め、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。

4 計画の推進にあたって

(1) サービスを利用しやすい環境づくり

① 障害福祉サービスについての情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう、個々の障がいの状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

② 支給決定における公正・公平性の確保

サービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

③ ケアマネジメント体制の確立

障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるよう、障がいのある人の意向を尊重した一人ひとりの生活に必要なケアマネジメント体制の確立に努めます。

④ サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、琴浦町障害者計画策定委員会や地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

⑤ 低所得者への支援

障害者自立支援法においては、サービス利用料は原則として1割の応益負担を基本としており、利用料の負担増が見込まれます。しかし、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることをないよう、地域生活支援事業においても自立支援給付と同様に所得に応じた負担上限額を設定するなど、負担能力を適切に反映した仕組みづくりに努めます。

(2) 関係機関・団体との連携

① 町民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

② 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

また、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県へ引き続き要望していきます。